

「気軽に出会える「福岡ふらっとカフェ」開催事業」企画提案公募実施要領

福岡県では、若い世代が気軽に興味を持って参加できるよう、趣味等をテーマとした交流の場「福岡ふらっとカフェ」を開催し、異性との自然な出会いにつなげるための事業を業務委託により実施する予定であり、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名称
気軽に出会える「福岡ふらっとカフェ」開催事業
- (2) 業務内容
別添「業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 予算上限
7, 298千円（消費税及び地方消費税含む。）

2 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取り消し処分を受けていないこと。
- (8) 事業の実施に当たって、福岡県からの求めに応じて、事業効果を高めるために必要な業務改善への積極的な取組や業務手法の変更、事業の進捗管理に必要な資料提供などに誠実かつ確実に対応できる者であること。
- (9) 福岡県内に事業所（支社・支店・営業所の別を問わない）を有する者であること。

4 企画提案公募スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 企画提案公募の開始 | 令和7年8月 6日（水）（予定） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年8月20日（水）17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年8月22日（金） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年8月27日（水）正午まで |
| (5) 受託事業者決定 | 令和7年9月上旬（予定） |
| (6) 委託契約締結 | 令和7年9月中旬（予定） |

5 公募説明会

公募説明会は実施しない。

6 質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年8月20日（水）17時まで

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出してください。

質問は、質問書（様式第1号）に記載すること。なお、提出後には電話で連絡してください。

(3) 提出先

FAX：092-643-3765

Mail：kodomomirai@pref.fukuoka.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対してFAX又は電子メールで直接回答するとともに、福岡県のホームページに掲載します。

7 応募方法

(1) 提出書類、部数

ア 企画提案公募参加申込書（様式第2号）及び参加資格申出書（様式第3号） 1部

イ 企画提案書 5部

(2) 提出期限

令和7年8月27日（水）正午まで

(3) 提出先

福岡県福祉労働部こども未来課こども企画係（福岡県庁行政南棟2階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話：092-643-3013

(4) 注意事項

ア 提出期限を過ぎた場合は受付できません。

イ 提出は郵送でも可能ですが、提出期限必着とします。

8 企画提案書の作成方法

提案対象となる業務内容について、下記（1）から（3）の事項を記載するとともに、作成に当たっては、「10 委託候補者の選定 <評価基準>」に掲げる各項目に沿って作成してください。

(1) 提案事業者の概要

ア 提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等

イ 業務を受託するに当たってのセールスポイント

ウ 国又は地方公共団体の業務受託等実績（特に当該事業に類似した事業のもの）

(2) 業務全体の概要

ア 業務全体の運営管理、業務実施体制

（スタッフの業務分担、年間スケジュール、進捗状況や目標の管理体制）

イ 個人情報保護に関する取組

（個人情報の管理方法、プライバシーマークの取得状況等）

(3) 業務内容の詳細

ア 別添「業務委託公募仕様書※」のとおり

※ 企画提案にあたって県が重要と考える項目については仕様書中に下線

(4) 企画提案書の様式

- ア 企画提案書の用紙は、A4版片面印刷で作成してください。
- イ 表紙には、「気軽に出会える「福岡ふらっとカフェ」開催事業」業務提案書」と記載し、提出年月日、会社名（団体名）を記載してください。
- ウ 企画提案書は図表等を含めて20ページ以内（表紙を除く）とし、ページ番号を振ってください。内容は、簡潔かつ明瞭に記載してください。
- エ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。（表題、図表を除く）

(5) 注意事項

- ア 提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用します。
- イ 契約金額については、提出された提案書の評価を行い、業務実施候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定します。
- ウ 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とします。
- エ 本要領に示した公募参加の資格がない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。
- オ 提出された企画提案書等は、理由のいかんを問わず返却いたしません。
- カ 仕様書に掲げる仕様を満たさない提案は、評価の対象から除外することがあります。

9 提案の辞退

企画提案公募参加申込書（様式第2号）の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年8月29日（金）正午までに「企画提案公募参加辞退届」（様式第4号）を、上記7（3）まで提出すること。

10 委託候補者の選定

福岡県福祉労働部に設置する、「気軽に出会える「福岡ふらっとカフェ」開催事業」受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記評価基準に基づき書類審査により委託候補者の選定を行います。

プレゼンテーションは実施しませんが、提案書の内容について個別にヒアリングを行う場合があります。

なお、提案参加者が1者のみの場合は、評価基準に基づく書類審査を行い、選定委員会で協議の上、委託候補者とするか否かを決定します。

また、提案参加者がいない場合には、事業内容等を見直し、再度公募を行います。

<評価基準>

評価項目		評価内容	配点
(1) 提案事業者の概要		・同種又は類似業務の実績から効率的な業務の履行が見込まれるか	10点
(2) 業務体制・実績スケジュール		・業務の円滑な実施が可能な人員が確保されているか ・準備及び開催に当たっての業務スケジュールは適切か ・業務を通じて入手する個人情報の管理について、適切な配慮がなされているか	15点
(3) 業務の提案内容	①業務目的の理解度	・カフェの開催目的をきちんと理解しているか	10点
	②広報活動	・参加者数を確保するための工夫や参加対象者に対して、効果的に周知できる広報活動のアイデア等が具体的に提案されているか ・WebサイトやInstagram等のSNS情報発信やチラシの配布など、効果的な広報となっているか	20点
	③参加申込の受付・情報管理	・手軽で分かりやすい申込フォームとなっているか ・参加者の情報管理について適切な漏洩対策等が提案されているか	10点
	④カフェの開催	・提案された業務の実施内容・方法が、業務委託仕様書に示された事項を満足するものとなっているか ・提案者独自の観点や創意工夫が認められるか ・ターゲットを的確にとらえた企画（テーマ設定、開催場所の提案等）となっているか	25点
(4) 見積もりの妥当性		・業務経費は合理的に積算され、適切な内容であるか	10点
合計			100点

1.1 選定結果の通知・公表

- (1) 選定結果を提案者全員に書面で通知し、委託候補者名のみを福岡県のホームページで公表します。
- (2) 個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しません。
- (3) 選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
- (4) 審査の結果は9月上旬を目途に通知します。

1.2 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者と委託契約を締結します。
なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。

- (2) 委託契約に当たっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定します。
- (3) 委託契約に当たっては、福岡県財務規則第169条の規定により「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。
なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還します。
また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、県の競争入札参加資格者名簿に登載され、過去2年以内に福岡県又は他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合があります。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。
ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

13 問合せ先

福岡県福祉労働部こども未来課こども企画係

担当：川上

電話：092-643-3013 FAX：092-643-3765